

# ～知つておこう～ 保証とは

金融機関から借入を行う場合、決まって【連帯保証人になってください】と言われると思います。一体連帯保証とは何なのでしょうか。また、連帯保証に関わらず、【保証する】とは一体どういうことで、不測の事態の場合どのような影響を受けるのでしょうか。

本編は、【保証】を全体的に理解できるようにまとめてみました。  
お読みになられた皆様に少しでもお役に立てられれば幸いです。

## 【概要】

- Q & A 1 保証とは
- Q & A 2 保証の種類（単純保証・連帯保証）
- Q & A 3 根保証とは
- Q & A 4 不測の事態が発生した場合
- Q & A 5 保証人の変更・脱退は可能か
- Q & A 6 保証債務の相続について
- Q & A 7 最後に

# Q&A 1 保証とは

保証とは、債権者との間で、債務者が借入金を返せなくなった時に債務者に代わって返済することを意味します。

債権者としては、債務者に不測の事態が生じて債務の弁済を履行できなくなった時、債務の弁済者を保証人に請求・履行させることで、債権保全を図る意味があります。

では、【保証人を立てる】メリット・デメリットを簡単にまとめてみます。

○債権者：保全強化のメリット

○債務者：債務履行の迅速化のメリット（借入しやすくなる）

○保証人：メリットなし、保証債務の単なる増加でデメリット

# Q&A 2 保証の種類

保証の種類は下記の2種類があります。

## 【保証の種類】

- ①単純保証：催告の抗弁権あり／検索の抗弁権あり
- ②連帶保証：催告の抗弁権なし／検索の抗弁権なし

では、上記の2種類の保証の違いは何なのでしょうか。

それは、①催告の抗弁権 と ②検索の抗弁権 の有無です。

※ 催告の抗弁権とは～民法第452条に規定されているもので、

「保証人に弁済請求する前に債務者に請求するよう」に言える権利

※ 検索の抗弁権とは～民法第453条に規定されているもので、

「保証人に弁済請求する前に債務者の財産を先に請求するよう」に  
言える権利

通常の保証と言えば、一般的には「連帶保証」を指すことが多いです。

# Q&A 3 根保証とは

根保証とは、将来発生する不特定多数の債務を保証する保証契約を指します。

根保証の種類は下記の2種類があります。

## 【根保証の種類】

- ①包括根保証契約：債務の種類・保証期間・保証限度 の定めなし
- ②限定根保証契約：債務の種類・保証期間・保証限度 の定めあり

上記の2種類の違いは、

保証債務・保証期間・保証限度など保証対象の範囲を限定するか否かによります。

つまり、包括根保証契約とは、極めて保証人にとって保証リスクの高い保証形態です。

では、普通保証と根保証の違いを金融機関取引の例に出して解説してみます。

借入を行った場合、通常金銭消費貸借契約書により契約を締結します。

このとき、債務者署名欄以下に保証人欄が記載されていることが多いと思います。

これは、その金銭消費貸借契約書の債務額に基づく連帯保証契約を意味します。(普通保証)

これに対して、金融機関取引が活発な場合、金融機関の事務効率化等を考慮し、

金銭消費貸借契約書とは別契約にて根保証契約を締結する場合があります。

この場合の根保証契約の種類は、限定根保証契約となっています。(根保証)

これは、包括根保証の性格上、保証債務負担が過度に大きいことを考慮し、

5年程度での根保証書差し替えを行うこと=限定根保証 となることによるものです。

また、上記の根保証契約の場合、連帯保証契約となっています。

(催告の抗弁権及び検索の抗弁権なし)

# Q&A 4 不測の事態が発生した場合

万が一 債務者に不測の事態（破産や夜逃げ等）が発生した場合、

債権者は保証債務の履行を請求してきます。

前述したとおり、一般的に保証債務は連帯保証契約ですので、

催告の抗弁権も検索の抗弁権もありません。

☆ つまり、連帯保証人＝債務者 に等しい債務を負っているのです。

## 【代位弁済】

では、保証債務を請求され、債務者に代わって返済した場合はどうなるのでしょうか。

代位弁済した保証人は、下記の権利を取得します。

債務者に対する【求償権：返済元金・法定利息・弁済費用・損害賠償金を含む】

また、債務者に代位（かわって）弁済する場合、

①代位弁済する前 ②代位弁済した後 の両方に債務者に対して通知する必要があります。

また、代位弁済による求償権の時効についてですが、

① 一般民事債権の場合 10年

② 商事債権の場合 5年 となっています。

このため、時効により求償権が消滅しないように、定期的に請求することも必要です。

## Q&A 5 保証人の変更・脱退は可能か

会社が金融機関から借入を行っている場合、その借入金について、連帯保証人になっていることが一般的です。

では、複数名で連帯保証人となっている場合、連帯保証人の変更・脱退は可能なのでしょうか。

連帯保証人となっている場合、

- ① 会社の退職をもって、当然にして保証人の変更・脱退はできません。  
⇒当該金融機関の同意により変更・脱退が可能となります。

では、同意なしで連帯保証人を外れる方法はないのでしょうか。

- ② 当該借入金の全額返済をもって当然に連帯保証人から外れることができます。
- ③ 連帯保証人となっている借入金の借換により連帯保証人から外れる可能性もあります。

以上をまとめると、連帯保証人から外れる場合の方法として、

- ① 金融機関の同意をもって外れる
  - ② 当該借入金の完済をもって外れる
  - ③ 借換など新たな契約にすることで、連帯保証人の変更を行う

が挙げられます。

では、金融機関の同意をもって連帯保証人から外れる場合を解説してみます。

通常、債務者の信用力補完の為、連帯保証人をとっているので、  
退職等債務者・連帯保証人の自己都合による連帯保証人を外すことは難しいでしょう。

但し、前述のとおり、債務者の信用力補完の理由であることから、下記のような交渉・手段により連帯保証人の変更・脱退を行うことが一般的です。

- ① 新たな連帯保証人を追加する
- ② 人的担保（連帯保証人）の変更を物的担保（不動産等）により補完する

つまり、金融機関にとって、連帯保証人を変更・脱退する場合、債務者の信用力を補完する代替担保をもって交渉することになります。

## Q&A 6 保証債務の相続について

通常被相続人の保証債務については、当然にして保証債務を相続します。

ただし、相続放棄・限定承認をすることで、保証人の地位を相続（引き継ぐ）しないことも可能です。

これは、民法 896 条により、  
「相続人は、被相続人が死亡した時に有していた財産上の権利のほか、債務について  
も原則としてすべてを引き継ぐことになっています。」

これは、根保証契約は、限定根保証契約（限度額・期間等定めがあるもの）も  
も引き継ぐことになります。

但し、包括根保証契約の場合は、保証契約時における個人間の信頼関係に基づく  
ものと考えられ、法律上「一身専属性のあるもの」と考えられています。  
よって、死亡後支払不能になった場合は、その債務金額が確定した上で、  
保証債務を相続人が受け継ぐことになります。

では、相続人は相続債務（連帯債務）を絶対に相続しないといけないのでしょうか。  
答えはNo です。下記の方法により相続債務を相続しない方法もあります。  
詳しくは、個別ケースにより判断する必要がありますので、弁護士に確認する必要があります。  
本編では、簡単にご紹介します。

☆ 相続債務を相続しない方法

- ① 相続放棄
- ② 限定承認

相続放棄とは、

被相続人の債権債務の全てを相続しないことです。これは、民法 938 条に記載。

限定承認とは、

相続財産の範囲内で債務を引き継ぐことです。これは、民法 922 条に記載。

但し、限定承認は相続人全員の合意が必要となります。(民法 923 条)

また、相続放棄若しくは限定承認をするためには、

相続放棄・限定承認に関する申立書を被相続人の死亡を知った日から 3 ヶ月以内に家庭裁判所に提出する必要があります。(民法 915 条)

## Q & A 7 最後に

以上から 保証人になるということは、極めて重たい責任を被ることになります。

保証人になるよう依頼された場合は十分に検討した方がよろしいかと思います。

また、一度保証人になれば、保証人の変更・脱退は難しいこと、さらには、

相続時においても難しい問題となることを十分に留意する必要があります。

今、何かの保証人になっている方は、まずは契約書を確認する必要があるでしょう。

最後にこれをお読みになられた方、皆様方にとって少しでもお役に立てられれば幸いです。